

生徒会会則

第1章 総則

第1条 (名称)

本会は、群馬県立西邑楽高等学校生徒会と称する。

第2条 (目的)

本会は、生徒の自主的活動により、会員相互の理解を深め、親睦を図るとともに、学校生活を充実させ、資質の向上と社会の発展に寄与することを目的とする。

第3条 (会員及び顧問)

本会は、本校全生徒を以って組織し、教職員を顧問とする。

第4条 (指導)

本会の決議運営に関する決定権は校長にあり、本会の指導は顧問教師がこれに当る。

第5条 (方針)

本会は常に学校と協力して、その目的の達成を図り、清新発刺な気風の確立に努める。

第2章 役員

第6条 (本部)

会長1名、副会長2名、書記若干名、会計若干名。

第7条 (任務)

1. 会長は本会の会務を総理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長の事故に際しては、これを代行する。
3. 書記は会長の指示に従い、会務を処理し、会議の記録及び会の書類を整備し保管する。
4. 会計は会計事務に当る。但し、会費の徴収、支払い、保管等は本校事務室に依頼することもできる。

第8条 (選出)

会長、副会長は、立候補による直接選挙により選出する。書記、会計は、会長による指名とする。

第9条 (任期)

役員は任期は1年とし、7月から翌年の6月末までとする。

第10条 (兼務)

役員は同時に2つの役を兼ねることはできない。

第11条 (補欠)

役員に欠員を生じた場合でも、補欠選挙は行わない。

第3章 機関

第12条 本会には次の機関を置く。

生徒総会、生徒議会、本部役員会、部長会、部、選挙管理委員会

その他、生徒議会は、必要に応じて専門委員会を組織することができる。専門委員会の顧問は、生徒会顧問がこれに当る。

第13条 (生徒総会)

生徒総会は、生徒会長が校長の許可を得て召集し、第16条に規定する事項における本会の最高議決機関とする。議決は、すべて出席会員の過半数によるものとする。

第14条 (臨時総会)

臨時総会は、校長の許可を得て、別にこれを開催することができる。

第15条 (臨時総会の請求)

臨時総会の召集を請求することのできるものは、次の通りである。

1. 生徒議会
2. 全会員の30%以上の要求があった場合
3. 校長の要求があった場合

第16条 (総会の決議)

本会は次の事項を行う。

1. 決算報告及び予算の承認
2. 会則の改正
3. その他本会に関する重要事項の議決

第17条 (生徒議会)

1. 生徒議会は、会長、副会長、書記、会計、HR委員長、部長会代表2名を以て構成し、開会は顧問2名以上の参加を必要とする。
2. 提案は特別の場合を除いて、出席生徒議員の過半数を以て決せられ、可否同数の場合は議長が決する。
3. 生徒議会は次のことを行う。
 - (1) 総会提出議案の検討
 - (2) 部の新設・降格・廃部
 - (3) その他の必要なる事項

第18条 (本部役員会)

1. 本部役員会は、会長、副会長、書記、会計を以て構成する。
2. 本部役員会は、生徒会行事の立案、生徒議会で委任された事項の処理、その他、本役員会で審議決定が妥当と思われる事項の処理及び執行に当る。
3. 本部役員会は、生徒会の諸機関から提出された生徒会の総合的行事計画を作成す

る。

4. 本部役員会は、会長が随時召集し、また、学校並びに生徒会顧問より要求があった場合は、速やかに開かなければならない。
5. 本部役員会は、定員の3分の2以上の出席を必要とする。

第19条（部長会）

1. 部長会は、各部間の密接を図り、各部の総合的な計画を樹立する。また、本会則第17条による生徒議会の2名を選出する。
2. 部長会は、各部部长を以て構成し、顧問は各部顧問の中より2名がこれに当る。

第20条（部）

1. 部は、会員の自主的活動であり、文化、体育等を通して部員の個性の伸長を図り、親睦を深めることを目的とする。
2. 部は本校会員を以て組織する。
3. 各部は、各1名の部長、副部长、書記、会計を置く。
4. 本会の部は生徒会組織図のとおりである。

第21条（選挙管理委員会）

1. 選挙管理委員会は、本会則第8条で定める、会長、副会长、書記、云計の選挙及び任期中の変動並びにリコールに関する一切の事務処理に当る。
2. 選挙管理委員会は各HRより選出された各2名を以て構成され、任期は4月より1年とする。
3. 選挙管理委員会には、本委員の互選により次の役員を置く。
 - (1) 委員長1名
 - (2) 副委員長1名
 - (3) 書記2名
4. 委員長は、委員会を代表して、本委員会に関する一切の事務処理に当る。副委員長は、委員長を補佐し、委員長の事故に際しては、これを代行する。書記は、選挙管理委員会の一切の記録、及び書類を整備し保管する。

第4章 解任

第22条

生徒会本部役員をリコールしようとする場合は、全会員の3分の1以上の署名により、請願書を選挙管理委員会に提出し、特別投票を行うことができる。この投票は、全会員の4分の3以上の投票を必要とし、その過半数の同意を得なければならない。

第5章 会計

第23条

本会会員は、別に定める入会金及び、会費を納入しなければならない。

第6章 改正

第24条

本会則を改正する場合は、生徒議会の3分の2以上の賛成によって発議し、総会の過半数の賛成を必要とする。

付則

1. 本会の運営に当り必要がある場合は、本会則の範囲内で、生徒議会において細則を定めることができる。
2. 本会則は、昭和51年4月6日より施行する。

令和2年12月一部改正